

## 平成31年度与党税制改正大綱について

本日、「平成31年度税制改正大綱」（以下「大綱」という。）が決定された。

今回の税制改正においても多くの課題があったが、地方財政にも十分配慮の上、取りまとめていただいた与党関係者の皆様のご尽力に対し、心から敬意を表する。

車体課税については、道路・橋梁等社会資本の更新・老朽化対策、防災・減災事業の確実な実施のための極めて重要な財源であることから、本会は、全国町村の総意として、緊急決議を行い、地方税収の確保を求めていたところである。

今回、保有課税の恒久減税や消費増税に伴う需要変動の平準化のための環境性能割の臨時的軽減を実施することとなったが、これによる地方税収の減収に対して、エコカー減税等の見直しや国税からの地方税への税源移譲等により、町村財政に影響のないよう措置を講じていただくことを評価する。

さらに、大綱に「税制抜本改革法以来の累次の与党税制改正大綱において懸案事項とされてきた車体課税の見直しについては、今般の措置をもって最終的な結論とする」と明記されたことから、地方団体の安定的な財政運営が確保され、住民サービスの確実な提供につながるものと考えている。

ゴルフ場利用税については、昨年度と同様に「今後長期的に検討する」こととなったものの、平成31年度は現行制度が堅持された。改めて関係者の皆様方のご尽力に感謝申し上げます。財源の乏しいゴルフ場所在町村においては、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、本会は将来にわたり全力でゴルフ場利用税を堅持する決意である。

地方法人課税の偏在是正については、法人事業税の一部を国税化し、特別法人事業税（仮称）及び特別法人事業譲与税（仮称）が創設されることとなり、偏在性が小さい地方税体系に向けた前進と評価する。

本会は、今後とも地域の自立性・自主性の向上のため、地方税の充実確保と併せて、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を求めていく。

平成30年12月14日

全国町村会長  
荒木 泰 臣